

令和4年版 県政レポート（案）

令和4年6月
三重県

《子ども・福祉部 修正・抜粋版》

令和4年版 県政レポート(案)

【目次】

第2章 施策の取組（子ども・福祉部主担当 6施策）

	頁
131 地域福祉の推進	1
132 障がい者の自立と共生	5
133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	9
231 県民の皆さんと進める少子化対策	13
232 結婚・妊娠・出産の支援	17
233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	21

(参考) 用語説明 25

※ 本文中、「*」が付いている語句は、巻末の用語説明で説明を掲載しています。

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度 *	B (ある程度進んだ)
----------	----------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・「地域福祉計画を策定している市町数」については、新たに計画を策定した市町はなく、「主指標」の目標は達成できませんでした。その要因として、計画策定に向けた人員体制に課題があることや業務増への負担感が考えられます。しかし、6市町では具体的な策定予定や将来的な策定方針に基づき検討を開始し、計画策定に向けた動きも見られます。
- ・引き続き、計画策定済み市町の取組の情報共有や包括的な相談支援体制整備に向けた人材育成などにより、地域における支え合いの体制づくりを支援していく必要があります。

主指標 目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
地域福祉計画を策定している市町数	18市町	19市町	21市町	0.86
	18市町	18市町	18市町	
目標項目の説明				
目標項目の説明	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数			

副指標 目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
40歳未満の自殺死亡率	14.2 (30年度)	13.6 (元年度)	13.1 (2年度)	1.00
		9.1 (元年度)	11.8 (2年度)	

目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数		9,376件	9,714件	1.00
	8,736件 (30年度)	16,242件	15,689件	
ヘルプマークを知っている県民の割合		70.0%	75.0%	1.00
	67.0%	81.2%	78.2%	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	4,105	10,196	7,479
概算人件費		501	533
(配置人員)		(55人)	(58人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①市町における包括的な支援体制の整備に向けて、地域福祉計画の策定状況や地域課題等に係る意見交換、情報共有を行うため、全ての市町および市町社会福祉協議会を対象とした地域別意見交換会を6地域で実施するとともに、計画未策定市町への個別訪問を行いました。今後とも計画策定に向けた市町への働きかけや策定支援を行っていく必要があります。
- ②高齢または障がい有する矯正施設入所者等が、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、退所後等直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行いました。今後とも矯正施設退所者等の社会復帰および地域生活への移行・定着を支援していく必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、現地での対面による監査が困難となる中、コロナ禍においても効率的かつ実効性があり、より質の高い監査を行うために令和2年度に取りまとめた『新しい福祉監査のカタチ』に基づき、オンラインを活用した監査や動画配信での法人研修を行うことで、コロナ禍前と同水準の監査件数を確保しつつ、社会福祉法人などにおいて適正な運営等が図られるよう指導しました。今後も、現地監査とオンライン監査の組み合わせなどにより、効率・効果的な指導監査等を実施し、社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設等に対して第三者評価の受審を促すとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情に対応する適切な体制の整備を進めました。今後とも福祉サービスの質の向上に向けた取組や適切な体制の整備が必要です。
- ⑤災害時に避難所で生活を送る高齢者や障がい者、子ども等の要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し、適切に支援できるよう、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T*)」のチーム員の募集や養成研修を実施しました。その結果、養成研修を修了した29名がチーム員として登録され、新たに6チームの三重県DWA Tが組成されました。今後とも災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWA Tの体制を強化するとともに、福祉避難所の運営の支援や広域受援体制の整備などを行う必要があります。

- ⑥市町における重層的支援体制整備事業の積極的な活用に向けて、市町での包括的な相談支援体制の整備に必要な人員を確保できるよう、相談支援包括化推進員等の養成を目的とした研修会の開催（9回）などに取り組みました。その結果、令和3年度から5市町が同事業を開始しており、令和4年度は新たに4市を加えた9市町で取組が進められています。今後とも各市町の取組状況に応じて異なる支援ニーズを的確に捉え、各市町の具体的な取組につながるテーマ設定や研修方法をふまえた人材育成を継続的に支援する必要があります。
- ⑦高齢単身世帯が増加し、地域コミュニティ機能が低下する中で、負担感や困難さが増している民生委員・児童委員活動の質の向上を図るための研修を実施するとともに、モデル事業として活動報告のオンライン化などICTを活用し、活動の活性化や効率化に向けた支援に取り組みました。今後とも生きづらさを抱える方等に対して、民生委員・児童委員がより一層効率的に相談支援活動を行えるよう、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ⑧ひきこもりが大きな社会問題となる中、民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査結果や、学識経験者等で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」等での議論をふまえ、「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。今後は、ひきこもりに対する誤解や偏見を解消して理解を促進するとともに、ひきこもり当事者やその家族が社会から孤立しないよう、最も身近な相談窓口となる市町をはじめ、関係機関との連携による切れ目のない包括的な支援体制づくりに優先的に取り組んでいく必要があります。また、精神保健に係る専門的支援の充実を図るため、ひきこもり地域支援センターの体制をさらに強化する必要があります。
- ⑨関係機関・団体等と連携しながら、「第3次三重県自殺対策行動計画」に基づく取組を進めるとともに、市町自殺対策計画の取組の推進に向け、市町担当者の人材育成等に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身の健康問題、経済・生活問題等が重なり自殺リスクが高まっている状況をふまえ、令和2年度から新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談を開始するとともに、自殺予防電話相談を拡充して実施しました。さらにコロナ禍において、孤立感を抱えやすい若者を重点的な対象として、身近なツールであるSNSを活用した相談体制の整備や若者の視点を反映した啓発活動など、効果的な自殺対策の強化に取り組みました。引き続き計画的に自殺対策に取り組む必要があります。
- ⑩生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所に対して事務監査を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県所管の生活困窮者自立相談支援機関「三重県生活相談支援センター」への相談が依然として多数寄せられていることから、相談支援員やアウトリーチ*支援員の増員等を通じて強化した相談支援体制を維持し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援（住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の申請援助、食料支援等）や、増加する外国人からの相談対応等を行いました。今後とも相談者に寄り添いながら、適切な支援を継続的に行っていく必要があります。

- ⑪「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザイン（UD）の意識醸成に向けた学校出前授業等を実施するとともに、「おもいやり駐車場」について、事業者等に対して設置に係る協力依頼や適正利用に関する啓発などを実施しました。また、ヘルプマークを普及・啓発するため、クラウドファンディングの活用や必要とされる方へのヘルプマークの配布を行うとともに、コロナ禍において、障がいのある方が自らの障がい特性による行動を周囲から誤解されるなど、障がい者や高齢者の日常生活への不安や困難を解消するため、「コロナ禍における『おもいやりのある行動』を考える」をテーマにUDセミナーを開催し、配慮の必要な方の介助方法等の啓発を行いました。令和4年度は、本計画が最終年度を迎えることから、これまでの取組成果をふまえ、次期計画を策定する必要があります。
- ⑫公共的施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めました。コロナ禍における啓発の一環として、令和2年度に策定した「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の啓発動画を作成・公開し啓発を行いました。また、交通事業者が行う駅等のバリアフリー化（2駅）を支援しました。今後とも事業者・設計者等の理解や協力を得ながら、より一層ユニバーサルデザインに配慮した公共・商業施設の整備、駅等のバリアフリー化を促進する必要があります。
- ⑬県戦没者追悼式を開催するとともに、式典の様子を県ホームページに公開することで、新型コロナウイルス感染症の影響により参列できなかった方々を含めた幅広い遺族の方々に対して、追悼の機会を設けました。なお、令和3年度から県遺族会に代わって県が主催することとしていた沖縄「三重の塔」における慰霊式については、新型コロナウイルスの感染拡大により中止しました。今後とも戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の遺族の参加等を促しながら、県戦没者追悼式と「三重の塔」での慰霊式を継続していく必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策13-1：地域福祉の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	A
*	(進んだ)

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン（2021年度～2023年度）」に基づき、グループホームの施設整備に対する支援や障がい者の相談支援を行い、障がい者の地域移行の取組を進め、「主指標」の目標を達成できました。
- ・引き続き、障がい者が地域で安心して生活することができるよう支援を行うとともに、特に重度の障がい者の地域移行について、日中サービス支援型グループホームや重度訪問介護などのサービスを充実していく必要があります。

主指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	/	1,787人	1,901人	1.00
	1,644人	1,757人	1,943人	
目標項目の説明				
目標項目の説明	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）			

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数		14,017人	14,726人	1.00
	13,437人	14,646人	15,442人	
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数		70人	70人	1.00
	—	96人	142人	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	15,646	22,426	18,684
概算人件費		601	634
(配置人員)		(66人)	(69人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- 障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に係る計画として、令和3年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2021年度～2023年度)」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組みました。引き続き、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症による社会の変化に対応した日常生活や社会生活を安心して送ることができるよう、障がい者の特性に配慮した支援を行う必要があります。
- 障がい者の地域移行・地域生活支援を進めるため、グループホームの整備に対する支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策および介護業務の負担軽減に資するICT、ロボット等の導入を支援しました。引き続き、重度障がい児・者を対象とした通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、ICT、ロボット等の導入を進める必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大時には、障害福祉サービス事業所等が感染防止対策を徹底しサービスを継続して提供するために必要な経費を支援するとともに、障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、令和2年度に関係団体と締結した覚書に基づき、施設への応援職員の派遣を行いました。加えて、障害福祉施設等を対象とした新型コロナウイルスの感染防止対策に関する障害福祉施設等の相談窓口を開設しました。引き続き、感染防止対策に取り組む障害者支援施設等を支援する必要があります。

- ③医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児・者コーディネーターを46人養成するとともに、各地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能の推進等の多職種連携や福祉事業所等において医療的ケアを行う人材の育成等に取り組みました。また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和4年4月1日の「医療的ケア児・者相談支援センター」開設に向けて取組を進めました。引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備に取り組むとともに、「医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者が居住する地域に関わらず適切な支援が受けられるよう取り組む必要があります。
- ④福祉事業所における工賃向上等に向けて、専門家を派遣し経営改善を支援しました。また、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口*に、受注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを新たに配置するとともに、ECサイトを活用した物販促進等の取組を支援しました。新型コロナウイルスの感染拡大によるイベントの中止に伴う対面販売機会の減少や経済活動の縮小等により、事業所の生産活動収入の減少や、事業所利用者の工賃および賃金の減少等の影響があることから、事業所の受注拡大および事業所利用者の工賃等の向上に取り組む必要があります。さらに、障害者優先調達推進法に基づく令和3年度調達方針を策定し、前年度目標額に対して2,000千円上乗せした80,000千円を調達目標額として、県の調達の拡大に取り組んだ結果、71,904千円（1月末時点の見込）となりました。引き続き、障がい者の工賃向上等の取組を進めるなど、就労を支援する必要があります。
- ⑤農福連携では、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携したワンストップ窓口の整備や、農福連携技術支援者・農業ジョブトレーナー*など専門人材の育成に取り組むとともに、農業経営体等における施設外就労の実証（2地域）などを進めました。また、ノウフク商品の販路拡大に向け、農福連携マルシェの開催（2回）やノウフク商品の開発を支援しました。さらに、就労支援機関と連携し、生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした農業就労体験を通じて、農業就労に向けたプログラムの作成を進めたほか、インターンシップの受け入れが可能な農業者のリスト化に取り組みました。林福連携では、福祉事業所を対象として、苗木生産における作業環境の改善に取り組むとともに、新たにヒノキの枝葉をお香として出荷する取組の連携を進めました。水福連携では、地域において水福連携の推進を担う指導者の養成研修（2名）や水産・福祉関係者の意見交換会（1回）を尾鷲市内で開催し、地域が主体となって水福連携を推進する体制づくりに取り組みました。引き続き、障がい者等の就労機会の拡大に向け、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農福連携に取り組む、福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を図るとともに、農林水産事業者と福祉事業所をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどを進める必要があります。また、農業に参入した福祉事業所では、作業に従事する障がい者の体調管理や卸売業者への青果物出荷情報の提供を的確に行うことが必要となっています。（みんつく予算）（一部）
- ⑥自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修（相談支援従事者研修：418人修了、サービス管理責任者等研修：678人修了）を実施し、人材育成を図りました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、令和3年度の研修の実施結果をふまえ、より効果的な研修となるよう研修内容の充実や受講しやすい環境づくりなど改善を進める必要があります。

- ⑦精神障がい者の地域移行・地域生活を支援するため、ピアサポーター*による長期入院患者との交流や退院後の不安軽減の取組を進めるとともに、鈴鹿・亀山圏域、津圏域及び伊賀圏域においてアウトリーチ*事業を実施しました。今後も「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」を活用しながら、地域移行・地域支援の取組を一層進める必要があります。また、依存症対策に総合的かつ計画的に取り組むため、令和4年3月に、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」及び「三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」を策定しました。今後はこれらの計画に基づき、関係機関と連携しながら依存症対策を一層進める必要があります。
- ⑧「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について普及啓発活動に取り組みました。また、障がい者差別解消専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図っています。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例や合理的配慮の好事例などについて情報共有や検証を行い、関係機関と連携し、障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。障害者差別解消法の改正により、令和6年6月までに事業者による合理的配慮の提供が法定義務となることから、法改正や条例等の一層の普及啓発を進めるとともに、障がいを理由とした差別の解消のための体制整備や相談事例等の検証を進めていく必要があります。
- ⑨障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修（327人受講）を実施するとともに、専門家チームの活用により助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行いました。引き続き、障がい者虐待の防止に向けた取組を進める必要があります。
- ⑩「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、県民、事業者および学生向け手話講座（10回、348人受講）や、県職員や市町担当者等に対する手話研修（5回、47人受講）などの取組を進めました。今後も計画に基づき、手話を使用しやすい環境づくりに向けた施策を推進していく必要があります。
- ⑪障がい者の社会参加の促進を図るため令和2年9月に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、「三重県障がい者芸術文化祭」（869人参加）を開催するとともに、受賞作品や県内アーティストによる作品の巡回展示（3回）等を開催し、発表の機会の創出に取り組みました。また、事業所等に対する相談支援を行うためのアートサポーターの登録（21人）を進めました。引き続き、生きがいを実感できる共生社会づくりのための取組を進めていくため、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組む必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策13-2：障がい者福祉の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や、里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B
*	(ある程度進んだ)

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた市町との協議や要保護児童対策地域協議会へのアドバイザーの派遣、市町職員を対象とした研修会等による人材育成などに取り組み、「主指標」については目標を達成できました。
- ・引き続き、拠点の早期設置に向けた取組や、市町の相談体制と専門性の強化を図る取組を進める必要があります。

主指標		目標項目の説明			
目標項目	令和元年度	2年度	3年度		目標達成状況
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数		20市町	23市町		1.00
	14市町	26市町	27市町		
目標項目の説明					
目標項目の説明	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数				

副指標		3年度		
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）		11事業	12事業	1.00
	8事業	12事業	13事業	
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合		30.0%	31.0%	1.00
	29.4%	28.8%	31.1%	

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	4,017	4,426	4,982
概算人件費		1,303	1,423
（配置人員）		（143人）	（155人）

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため令和2年7月から県内全ての児童相談所に導入しているAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用等により、子どもの安全を最優先に考えた児童虐待対応に取り組みました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においても柔軟に対応しましたが、引き続き児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和4年度目標を前倒して実施することが求められており、引き続き専門職の増員を進める必要があります。
- ②社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいくためには、全ての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置が必要となるため、アドバイザーを含めて協議を実施し、令和3年度には新たに9市町で拠点が設置され、設置市町は18市町となるなど、市町の相談体制と専門性の強化が進みました。今後も、全ての市町での拠点の早期設置に向けて、引き続き個別の相談会や研修会などを実施する必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となってさまざまな関係機関に協力を求め、見守りを行いました。また、同協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（8市町11回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（3市町16回）を行いました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

- ④「三重県社会的養育推進計画*」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング*機関を新たに1か所（中勢）設置し、県内のフォスタリング機関は計3か所となりました。また、フォスタリング機関による里親座談会等の普及啓発活動（20回）、登録前研修（5回）、里親交流会等（5回）などを行った結果、養育里親の新規登録者は36組となりました。さらに、令和3年度からフォスタリング機関に委託を行った里親家庭とのマッチング事業において、4組のマッチングが成立しました。引き続き、里親委託の推進に向け、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進めるとともに、より家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を進める必要があります。
- ⑤子どもの権利擁護の観点から、アドボカシー*の取組が重要であるため、里親に委託される児童に対して「子どもの権利ノート」を新たに作成・配布するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施しました。今後も子どもの権利擁護の取組をさらに進める必要があります。
- ⑥児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費（7施設）や、感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助しました。また、感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業継続を支援するとともに、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備えて、令和2年度に締結した施設間での職員派遣に関する覚書に基づき、今後も、感染防止対策を行い、事業が継続できるよう支援する必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策15-3：児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B
*	(ある程度進んだ)

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・ 男性の育児参画に係る普及啓発等の取組の結果、「主指標」および「副指標」の一部については目標を達成できました。新型コロナウイルス感染症の影響で予定していたイベント等の開催が制限されたことで目標を達成できなかった「副指標」がある一方、新たな事業展開を進めることができた取組もありました。
- ・ 引き続き、県をはじめとするさまざまな主体が連携して、「新しい生活様式」をふまえた少子化対策の取組を進め、社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する気運醸成に一層取り組む必要があります。

主指標		目標項目の状況			
目標項目	令和元年度	2年度	3年度		目標達成状況
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
男性の育児休業取得率 (育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))		8.1%	9.8%		1.00
	7.6%	9.4%	12.9%		
目標項目の説明					
目標項目の説明	三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部雇用対策課実施)において、育児休業を取得した男性従業員の割合				

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数（累計）		105 企業・団体	125 企業・団体	1.00
	—	114 企業・団体	153 企業・団体	
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数		11 市町	17 市町	0.59
	4 市町	5 市町	10 市町	
「みえの育児男子プロジェクト*」に参加した企業・団体数		120 企業・団体	140 企業・団体	0.81
	82 企業・団体	84 企業・団体	114 企業・団体	

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	186	206	514
概算人件費		73	73
（配置人員）		（8人）	（8人）

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- 令和元年度に策定した第二期子どもスマイルプランに基づき、さまざまな主体と協創し、「縁」を育みながら取組を進めるため、企業、団体および関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成や、Webサイトの活用をはじめとした情報発信を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症により出産環境や雇用情勢が悪化する中、令和3年の三重県の出産数（速報値）は令和2年より減少し、また将来の出産数に影響する婚姻数も減少傾向にあることから、県民の結婚や出産等に係る理想と現実のギャップがより大きくなっていることが懸念されます。
- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「みえの子ども応援プロジェクト」の取組である「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながるよう、企業と子育て支援団体とのマッチングの試行や、オンラインによるネットワークの会員交流会を実施しました。また、「三重県子ども条例」の基本理念の一つである「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」（相談件数：1,026件）に取り組んだほか、子ども条例が施行から10周年を迎えるのを機に、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を提供する取組として、「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」を作成し、小学校等に配布しました。引き続き、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるよう取り組むことが必要です。

- ③有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、学校等へ赴き出張講座を実施するなど、子どものスマートフォンやインターネットの適正利用の啓発に取り組みました。日々の生活においてICTの利活用が一層進む中、関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。
- ④コロナ禍においてWeb上で子育てのヒントを学ぶことができるように、「家庭教育応援Web講座」を新たに37講座公開しました。保護者のつながりを築き、孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、取組の性質上対面で実施する必要があるため、コロナ禍で新規実施市町は5市町にとどまりましたが、各地域において取組が広がるよう、市町職員向けに「みえの親スマイルワーク進め方講座」を2市において実施しました。支援を必要としている家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、今後の家庭教育応援の在り方も含め、効果的な取組等を検討する必要があります。
- ⑤「みえの育児男子プロジェクト」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」において、育休取得時の様子をはじめ男性の育児・家事に関する写真等の募集・表彰（応募件数：2,001件）を行うとともに、男性の育児参画の質の向上のため、市町や民間企業等と連携し、主に子育て中の男性を対象としたワークショップを3回開催しました。また、これから親になる若い世代への啓発として、中学校2校において、「SDGsを通して男性の育児参画を考える」をテーマにオンラインワークショップを開催しました。引き続き、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成を行うとともに、男性の育児参画の質の向上を図る必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策15-1：子どもが豊かに育つ環境づくり

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B
*	(ある程度進んだ)

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・市町の相談窓口において効果的な支援等をコーディネートする人材を養成できるよう、研修内容について十分検討するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえて、オンラインおよび録画配信等により研修を実施することで、「主指標」の目標を達成できました。
- ・引き続き、産後ケア事業等に従事する保健師等の人材育成を進める必要があります。

主指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
母子保健コーディネーター養成数（累計）	/	190人	220人	1.00
	169人	194人	227人	
目標項目の説明				
目標項目の説明	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数			

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
出会い支援の取組について連携した企業・団体数	/	31 企業・団体	39 企業・団体	1.00
	25 企業・団体	32 企業・団体	40 企業・団体	

目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合		51.0%	54.0%	0.95
	48.6%	49.8%	51.4%	
産婦健診・産後ケアを実施している市町数		22 市町	25 市町	1.00
	19 市町	24 市町	27 市町	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	962	1,529	1,615
概算人件費		82	101
(配置人員)		(9人)	(11人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①小中学校での性教育を充実するために、小中学校の養護教諭等を対象にした将来のライフデザインを含めた性教育についての地区別講座（3地域で実施 231名参加）を開催するとともに、教育現場において活用できるよう講座内容を編集したDVDを作成しました。また、予期しない妊娠や思春期の性について悩む方に対して、電話およびSNSを活用した相談対応を行う（電話：164件、LINE：256件）とともに、医療機関受診の同行支援を行いました。今後も、予期しない妊娠などにより身体的、精神的な悩みや不安を抱えた方が身近な地域に必要な支援を受けられるよう地域の実情に応じた支援を行う必要があります。（みんつく予算）（一部）
- ②平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、結婚を希望する方に対する相談のほか、市町や出会い応援団体等と連携した出会いの機会の創出等に取り組んできました。令和3年度は、県内3地域において、20市町と連携し、相談会や交流会など地域の実情に応じた広域的な事業に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により出会いの機会が減少する中、結婚を希望する方のニーズに応じ、引き続き丁寧な相談対応や地域における出会いの機会の創出に取り組む必要があります。
- ③不妊治療については、国が保険適用を見据えて拡充した特定不妊治療助成制度を活用しながら、県の助成制度も合わせて拡充し、経済的な支援を行いました（助成件数：4,048件 対前年度比1.8倍）。また、不妊や不育症に悩む方に対して、不妊専門相談センターで相談対応を行う（291件）とともに、より当事者目線で寄り添った相談支援を行うために、ピアサポーター*を養成（9名）しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により不妊治療を中断した方などを対象に、治療再開に向けて妊娠しやすいコンディションを維持できるよう、心身のケアを支援する妊活講演会（参加者20名）を開催しました。今後も不妊や不育症に悩む方に寄り添い、精神的・経済的支援を行う必要があります。

- ④不妊治療と仕事の両立に向けて、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、県内企業の取組事例などを紹介し、両立できる職場づくりのポイントなどを学ぶためのセミナー（参加者 45 名）を開催しました。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催し、37 名をサポーターとして認定しました。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境づくりに意欲のある企業に対して、社会保険労務士をアドバイザーとして派遣し（4 社）、柔軟な勤務体制などを導入する際のポイントなどについて助言を行いました。今後も職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。
- ⑤小児・思春期・若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療*に対して、国が新たに創設した助成制度を活用しながら、県独自の上乗せ助成を実施しました（14 件）。引き続き、小児・思春期・若年のがん患者の希望がかなえられるよう支援する必要があります。
- ⑥「出産・育児まるっとサポートみえ*」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師などの専門職を対象とした研修会（3 回、延べ 142 人受講）、母子保健コーディネーターの育成（33 人）を行いました。また、県内全域で一定水準の幼児健康診査につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、県内統一の 3 歳児健診マニュアルを作成しました。さらに、新型コロナウイルスに感染した妊婦に対し、退院後、自身や新生児等の健康、出産後の育児への不安などを相談できるよう、助産師や保健師等の訪問による専門的な相談支援を行いました（61 名）。今後も産後ケア事業等に従事する保健師等の人材育成に努めるとともに、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、医療専門職によるケアや助言など、妊産婦に寄り添った支援を行う必要があります。
- ⑦予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡に係る情報等を収集し、多機関が連携して死因を調査し、その予防策等を検証し、検証から得られた予防策について、各部局と連携して取り組みました。引き続き、予防可能な子どもの死亡検証やそこから得られる予防策について取り組む必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策 15-4：結婚・妊娠・出産の支援

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	C
*	(あまり進まなかった)

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・ 保育所等の待機児童が解消せず、「主指標」については目標を達成できない見込みです。保育所等の施設整備に加え、保育士の確保や離職防止のために職場環境を改善する取組への支援、保育士等の処遇改善のための研修等を行いました。待機児童発生 の 主 要 因 で あ る 保 育 士 の 不 足 は 続 い て い ます。
- ・ 引き続き、保育士の確保や離職防止に向けた取組を進める必要があります。

主指標 目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
保育所等の待機児童数	/	0人	0人	0.00
	81人	50人	64人	
目標項目の説明				
目標項目 の説明	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数			

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
保育士等キャリアアップ 研修の修了者数（累計）		6,000人	8,000人	1.00
	4,163人	5,049人	8,221人	
放課後児童クラブの待機 児童数		37人	19人	0.68
	55人	66人	28人	
子どもの貧困対策計画を 策定している市町数		11市町	13市町	0.85
	8市町	9市町	11市町	
「CLM*と個別の指導計 画」を導入している保育 所・幼稚園等の割合		58.5%	61.0%	0.99
	57.4%	59.4%	60.5%	

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	21,999	25,624	25,485
概算人件費		1,712	1,745
（配置人員）		（188人）	（190人）

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- 令和元年度に策定した第2期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- 待機児童を解消するため、保育所（2か所）、認定こども園（8か所）の新設に対する支援を行うとともに、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援（14市町）を行いました。今後も保育所等の整備への支援などに取り組む必要があります。
- 保育士の確保や離職防止に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（523件）や新任保育士の就業継続支援研修（2会場、169人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（2回（オンライン））を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規30人、継続28人）を行いました。また、職場環境の改善に向けて、研修を実施するとともに、ICTなどを活用している魅力ある保育所（6カ所）の取組を県ホームページ等で紹介しました。さらに、オンラインによりキャリアアップ研修を実施（修了者3,172人）し、保育士の処遇改善や資質向上に取り組みました。引き続き、保育士確保や離職防止、資質向上に向けた取組を進める必要があります。

- ④家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を実施する市町に対して支援（4市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（7回、467人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。
- ⑤病児保育事業*の運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児保育の運営を支援していく必要があります。
- ⑥県内すべての幼稚園や保育所、認定こども園における教育・保育の質向上のため、三重県幼児教育センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置し、各市町等からの要請に応じて、市町の幼児教育計画や市町・園内研修会等において助言・支援を行いました。また、県が主催する研修について、目的に応じて保育者自身が研修を選択できるよう、保育者のライフステージと資質能力ごとに整理、見える化しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和3年度は幼稚園、保育所、認定こども園の92.1%で活用されました。今後、各市町や施設における、アドバイザー等の助言を得た幼児教育の質向上に係る取組内容や、保幼小の円滑な接続に係る取組の成果等について、情報発信の工夫を行う必要があります。
- ⑦放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者216人）や初任者研修（修了者87人）、資質向上研修（修了者161人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上や人材確保に努める必要があります。
- ⑧個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども・子育て支援新制度*に移行した私立幼稚園は、60園のうち36園となりました。なお、令和3年10月に実施した意向調査によると、3園が新制度への移行を希望しており、今後とも相談対応等の支援を行っていく必要があります。
- ⑨幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。
- ⑩県内の子ども食堂は令和3年12月時点で78か所（NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ調査）となっていますが、子ども食堂を含めた県内の子どもの居場所に関して「子どもの居場所現況・実態把握調査」（令和3年12月～令和4年1月実施）を行ったところ、後継者・新たなスタッフの募集、活動資金の調達、スタッフの人材育成、設備・場所、広報などに課題を抱えており、約半数の活動歴が3年未満で、活動スタッフの人数は5人以下という脆弱な実態が明らかとなりました。また、令和3年度は、「地域における支え愛推進・継続事業補助金」を創設し、子どもの居場所運営者を対象に感染症対策用品やテイクアウト弁当用容器、フードパントリー用レトルト食品などの購入経費を補助しました（25団体）。引き続き、子どもの居場所運営者の運営力強化や活動拡大等を支援していく必要があります。
- ⑪子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を開催し、「子どもの居場所現況・実態把握調査」等で明らかになった課題や成功・挑戦事例の情報共有を行いました。地域によって、手法や資源・つながりはさまざまであることから、令和4年度も新たな手法による子どもの居場所づくりのモデル事例を発掘し、情報共有することで、市町における「子どもの貧困対策計画」策定を後押しし、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体との連携を強化していく必要があります。

- ⑫「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親への就業支援、生活していくためのマネープラン、養育費に関する相談対応などを行うとともに、一時的に生活援助や保育等が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する市町への補助（9市町）を行いました。また、ひとり親家庭等日常生活支援事業を進める市町への補助（9市町）を行いました。今後は、若い世代のひとり親家庭に対して、同センターの利用に関する情報発信の強化と周知を行うとともに、他団体と連携して就業支援や相談対応の充実等を図る必要があります。
- ⑬ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（8市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26市町）等を行いました。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、身近な地域で利用できるように、市町や子どもの居場所運営者等に働きかける必要があります。
- ⑭県立高校の授業料に充てる就学支援金について、28,690人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,316人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒288人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。
- ⑮生活困窮家庭において、小中学校入学時の学用品等の購入費用の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。今後も引き続き、県内すべての市町で前倒し支給が実施されるよう、働きかける必要があります。
- ⑯私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等（20法人）に対する助成や就学支援金（11,055人）および奨学給付金（1,162人）の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。
- ⑰県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました（3回開催）。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。さらに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策 15-1：子どもが豊かに育つ環境づくり

施策 15-2：幼児教育・保育の充実

用語説明（子ども・福祉部関係 抜粋）

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
 行政運営○ : 第3章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。
 第4章 : 第4章に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC（アルファベット）		
CLM（Check List in Mie）	幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立子ども心身発達医療センター（旧小児心療センターあすなる学園）が開発したアセスメントツール。	233
DWAT（ディーワット）	（Disaster Welfare Assistance Team、災害派遣福祉チーム）災害時に避難所で生活をおくる高齢者や障がい者等（要配慮者）の福祉ニーズへの確に対応し、要配慮者の状態悪化を防止するため、福祉専門職等で構成された災害派遣福祉チーム。	131
あ行		
アウトリーチ（訪問支援）	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけ、情報や支援等を提供すること。	131 132
アドボカシー	対象者の心に寄り添い、権利を擁護し、意見を代弁すること。	133
か行		
共同受注窓口	就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。	132
子ども・子育て支援新制度	すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域子育て支援の「質」「量」の拡充を図るため、市町村を実施主体として事業を推進し、社会全体で子ども・子育て家庭を支える制度。平成27年4月から本格施行。	233
さ行		
出産・育児まるっとサポートみえ	親と子及びその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重を実現するための、各市町の強みを生かした新たな三重県の出産・育児支援体制。	232 第4章
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、各地域の医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保されたシステム。	132
な行		
妊孕性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。	123 232 第4章
農業ジョブトレーナー	障がい者の適性を理解した上で、障がい者と農業者をつなぎ、農業分野において障がい者が働きやすくなるように支援する人材のこと。	132
は行		
ピアサポーター	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、自身の体験を語ることなどで、回復を支援するサポーターのこと。	132 232 第4章
病児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設されたスペースで、看護師等が一時的に保育を実施する事業。	233

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
フォスタリング	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む里親養育への支援等、質の高い里親養育などを行うこと。	第1章 133 第4章
ま行		
三重県子ども・子育て支援事業支援計画	幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供方法、実施時期及び子ども・子育て支援の推進方策等を記載する市町子ども・子育て支援事業計画を支援する県の計画。	233
三重県社会的養育推進計画	改正社会福祉法に基づき取りまとめられた提言「新しい社会的養育ビジョン」の理念を具現化した都道府県が定める計画	133 第4章
みえの育児男子プロジェクト	「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。	231 第4章